

平成 28 年 11 月 10 日  
第 21 回教育委員会  
教育部教育支援課 資料①

(第 1 案)

# 立川市 第2次特別支援教育実施計画 (素案)



平成29(2017)年3月  
立川市教育委員会

\*本資料は、全体のページ数が未確定のため、章立てごとにページを付番しています。

\*策定検討委員会での協議、発達支援計画の検討状況、公募意見等を反映し、全体構成や記載が変更される場合があります。

# 目 次

はじめに	1
------	---

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	○
2. 計画の位置付け	○
3. 計画の期間	○
4. 計画の所管範囲	○
5. 計画策定の体制	○
6. 国及び東京都の動向	○

## 第2章 立川市特別支援教育実施計画の成果と課題

1. 基本施策1 早期連携・早期支援の充実	○
2. 基本施策2 学校における指導体制・指導内容の充実	○
3. 基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援	○
4. 基本施策4 関係機関との連携	○
5. 基本施策5 特別支援教育の理解啓発	○

## 第3章 立川市における特別支援教育の現状及び課題

1. 市全体の状況	○
2. 学校における取組等の状況	○
3. 立川市における特別支援教育の課題	○

## 第4章 立川市第2次特別支援教育実施計画の基本理念

1. 基本理念…………… ○
2. 基本指針…………… ○
3. 施策の体系…………… ○

## 第5章 立川市第2次特別支援教育実施計画における施策と具体的な取組

1. 基本施策1 早期連携・早期支援の充実…………… ○
2. 基本施策2 学校における指導体制・指導内容の充実…………… ○
3. 基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援…………… ○
4. 基本施策4 関係機関との連携…………… ○
5. 基本施策5 特別支援教育の理解啓発…………… ○

## 資 料

1. 用語解説…………… ○
2. 立川市立小学校・中学校 配置図…………… ○
3. 立川市特別支援学級設置状況等一覧…………… ○
4. 児童・生徒及び学校を支援する支援員等一覧(平成28年度版)…………… ○
5. 平成28年度 特別支援教育に関わる研修一覧…………… ○
6. 特別支援教育に関する保護者や障害者団体等からの意見…………… ○
7. 立川市立小学校・中学校における教員からの意見聴取の内容…………… ○
8. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱…………… ○
9. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿…………… ○
10. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会検討経過…………… ○

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

本市では平成25(2013)年度に、それまで市教育委員会が実施してきた特別支援教育にかかわる事業と、小・中学校の状況、国や東京都の動向等を踏まえ、平成26(2014)～28(2016)年度の3年間を計画期間とする「特別支援教育実施計画」を策定しました。これにより、平成28(2016)年度末の目標を設定し、5つの基本施策のもと、15の取組項目・39事業を中心に特別支援教育の推進に取り組んできました。

平成27(2015)年には、同年を初年度とする「立川市第4次長期総合計画(前期基本計画)」の策定に伴い、子どもと子育てに関する総合計画である「第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や、学校教育に関する「第2次学校教育振興基本計画」、障害者施策に関する「第5次障害者計画」などを策定し、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

この間、国では、国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法整備の一環として、平成25(2013)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するとともに、平成28(2016)年4月の施行に備え、さまざまな周知活動や制度の制定が行われてきました。

東京都においても、障害のある児童・生徒数は今後も増加していくとの推計に基づき、相応の期間をかけた適切な対応が必要であるとの見込みから、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」(平成22(2010)年11月東京都教育委員会)の計画期間が、平成28(2016)年度までの6年間に延長となりました。また、平成28(2016)年2月には、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるため、「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、多様な教育体制の整備や指導内容・方法の充実、推進体制の充実に取り組んでいます。

立川市教育委員会では、子ども家庭支援センターや幼稚園・保育園、小・中学校との関係性を密にしながら早期連携・早期支援に取り組むとともに、都の計画に沿って、平成28(2016)年度より、特別支援教室を市内8校に導入し、特別支援教育の一層の充実を図っています。さらに、平成27(2015)年度より、都立特別支援学校の協力を得て、「知的障害特別支援学級の専門性向上プラン」を立ち上げ、教員の指導力向上に努めています。

本計画では、これらの背景や前計画の基本理念、基本指針を継承しつつ、本市の特長である、途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化を目指し、取組の方向や目標を定めました。

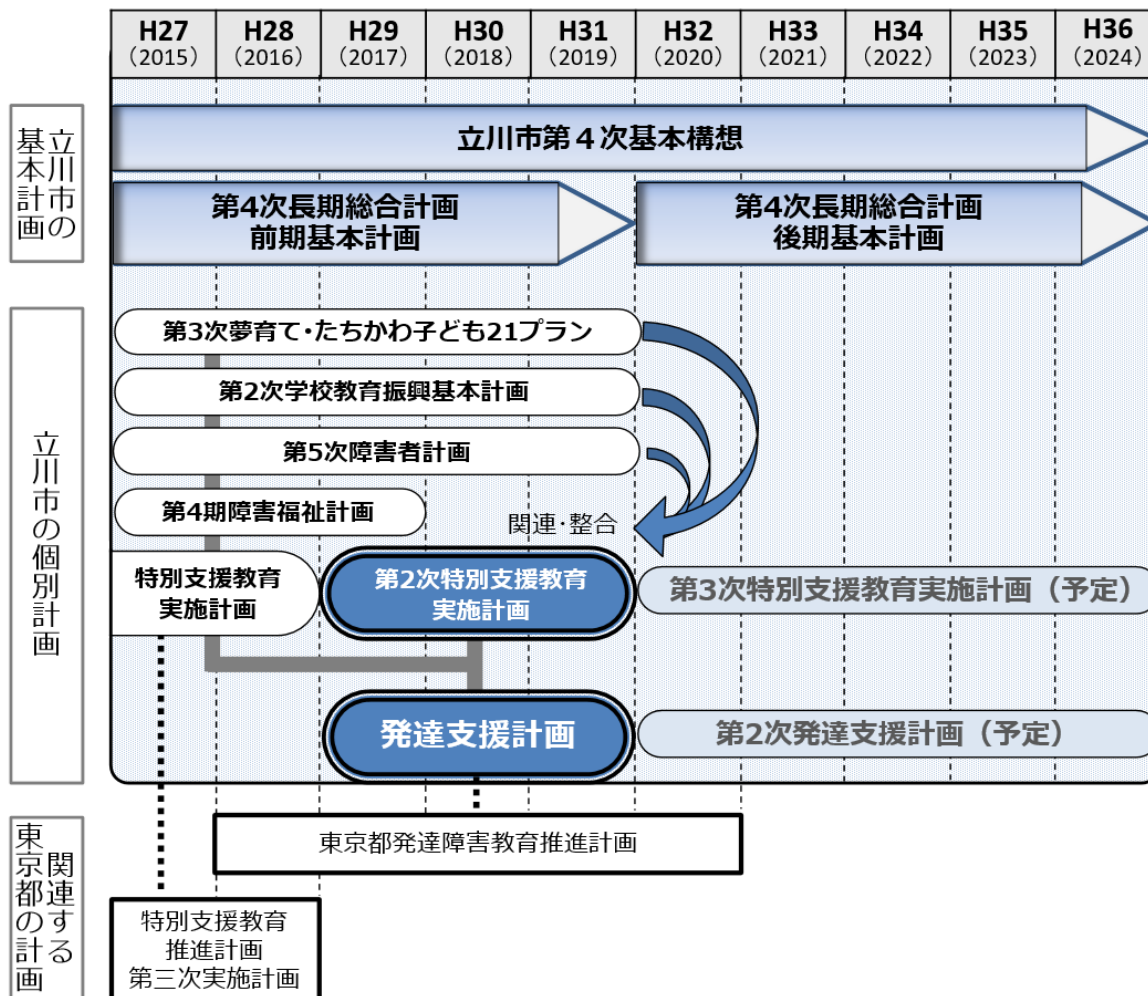
### 2. 計画の位置付け

本計画は、平成27(2015)年度を初年度とする「立川市第4次長期総合計画(前期基本計画)」の個別計画である「第2次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。また、関連の深い「第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や「第5次障害者計画」との整合・調和を図るとともに、東京都の「特別支援教育推進計画第三次実施計画」や「発達障害教育推進計画」にも留意して策定しました。

## 第1章 計画の策定にあたって

さらに、平成28(2016)年は、本計画と両輪を成す「発達支援計画」（主管課：子ども家庭部子ども家庭支援センター）の策定検討を行っていたことから、それぞれの検討の進捗過程について情報共有を図りながら、作業を進めました。

図1 計画の位置付けと計画期間



### 3. 計画の期間

平成29(2017)年度から平成31(2019)年度までの3年間とします。

これにより、上位計画である「第4次長期総合計画(前期基本計画)」や、「第2次学校教育振興基本計画」などの関連する個別計画のほか、「発達支援計画」とも計画の終期を揃えます。

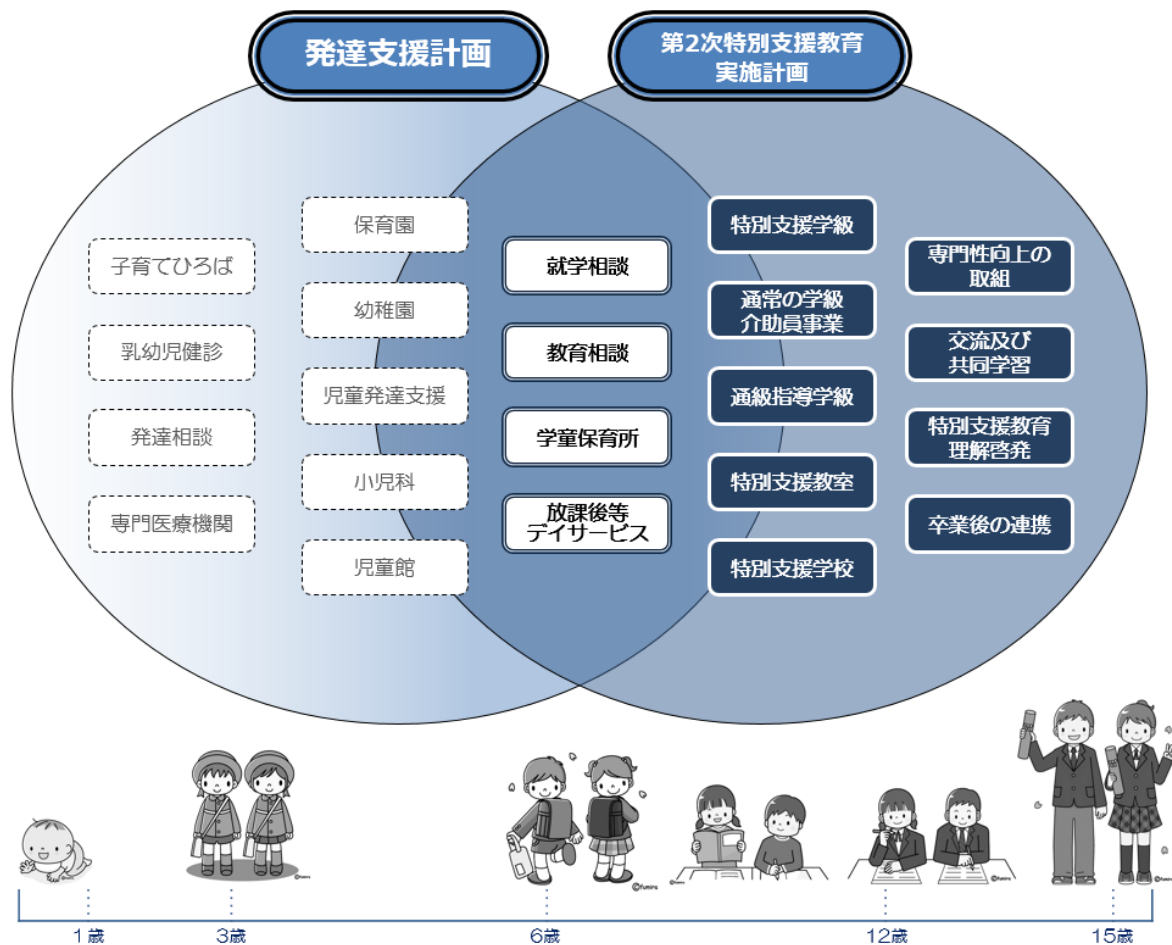
32年度以降に本計画を策定する際は計画期間を5年間とし、上位計画に揃えることとします。

なお、国や東京都において特別支援教育に関わる法改正や事業等の見直し等があった場合は、必要な計画の見直しを行います。

### 4. 計画の所管範囲

主に、就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談については、「発達支援計画」に沿った取組を進めます。一方、就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、本計画で設定した目標に沿って活動していきます。

図2 第2次特別支援教育実施計画の所管範囲



## 5. 計画策定の体制

### (1) 立川市特別支援教育実施計画策定検討委員会

平成28(2016)年7月、本計画を策定するための検討委員会を設置しました。委員は、学識経験者、小・中学校長、小・中学校PTA代表、障害者団体の代表及び公募市民の、計10名でした。また、庁内の関係部署より、特に業務上の関連が深い、3課の課長をオブザーバーに加え、計4回にわたる検討を行いました。

### (2) 保護者や市民、関係機関からの意見・要望

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する保護者や、障害者団体からの意見・要望、特別支援教育連絡会委員である関係機関の代表からの意見等を計画策定の参考にしました。

### (3) 教員からの意見聴取

市立小・中学校で特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒の指導等にあたっては、教員から意見を聴き、計画策定の参考にしました。

### (4) 市民からの意見募集

市民からの意見について、平成28(2016)年12月19日から平成29(2017)年1月13日までの間で募集を行いました。

## 6. 国及び東京都の動向

### (1) 国の動向

#### ア. 発達障害者支援法

平成 17(2005)年 4 月に施行されたこの法律は、発達障害の早期発見、学校教育や地域生活での支援を国や地方公共団体の責務と規定し、その支援策を示しました。知的障害や身体障害を伴わない注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群なども「障害」とであると定義されました。

平成 28(2016)年 5 月、就労と教育支援を強化するため、約 10 年ぶりに法改正。周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、個々の特性に応じて学校で個別計画を作成すること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すことなどが盛り込まれました。

#### イ. 障害者基本法

平成 16(2004)年の一部改正では、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない、と規定されました。

そして、平成 23(2011)年 8 月に施行された第 16 条（教育）の規定では、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこと等が示されています。

#### ウ. 障害者の権利に関する条約

この条約は平成 18(2006)年 12 月の国連総会において採択され、日本は翌 19(2007)年 9 月に署名しています。その後は批准に向けて、障害者制度の改革推進に向けた取組を進め、平成 25(2013)年 6 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定につながりました。同年 12 月 4 日には、条約に締結することを国会が承認。平成 26(2014)年 2 月から我が国について効力を生じました。

#### エ. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成 24(2012)年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会から出されたのがこの報告です。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

#### オ. 学校教育法の改正

平成 19(2007)年 4 月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成 25 年(2013)年 9 月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定する仕組みの改正や、障害の状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。



平成 27(2015)年の改正では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

**カ. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定と施行**

平成 28(2016)年 4 月に施行されたこの法律は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを求めており、これらの具体例を盛り込んだ「対応要領」や「対応指針」の作成を通して、役所や事業者が障害者差別の解消に向けた自主的な取組が期待されています。

学校教育分野については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が平成 27(2015)年 11 月に出されており、教育分野における合理的配慮の具体例や、相談体制の整備に関する留意点などが明示されています。

＜内閣府発行リーフレットより抜粋＞

●対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

●対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	定める機関	対 象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

**ク. 教育再生実行会議（第九次提言）**

平成 28(2016)年 5 月に出された第九次提言では、子どもたち一人一人の課題に丁寧に対応し、長所や強みを生かす教育の充実が不可欠であるとし、全ての子どもたちの能力を最大限に伸ばし、可能性を開花させる教育の早期実現が期待されています。

「教育再生」は日本再生の柱であり、政府が目指す「一億総活躍社会」実現の基盤であることから、幅広い国民の理解と参画を得ていくことも盛り込まれています。

## 第1章 計画の策定にあたって

### (2) 東京都の動向

#### ア. 東京都特別支援教育推進計画

平成 16(2014)年 11 月、東京都教育委員会では、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、これまで第一次（平成 16(2004)年度）、第二次（平成 19(2007)年度）及び第三次（平成 22(2010)年度）の各実施計画に基づいて、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

第三次実施計画では、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教員が巡回して発達障害教育を実施する特別支援教室について、全ての公立小・中学校への導入方針を明らかにしました。

#### イ. 東京都発達障害教育推進計画

平成 28(2016)年 2 月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるために推進計画を作成し、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っています。

平成 33(2021)年度までに全中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障害教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。



特別支援教室の導入例  
(写真は市立第四小学校)

第2章

立川市特別支援教育実施計画の成果と課題

- \* 特別支援教育実施計画（平成 26～28 年度）の取組の成果と課題を、5 つの基本施策、15 の取組項目に沿って掲載します。  
資料 3「立川市特別支援教育実施計画 平成 28 年度の取組案と第 2 次実施計画に向けて」を基にまとめます。
- \* 定量的な成果や、写真で紹介できるものなども採り入れ、3 年間の進捗過程を分かりやすくお示しします。



**第3章**

**立川市における特別支援教育の現状及び課題**

\*本市の現状についてグラフ等でお示しします。  
資料4「特別支援教育に関する状況について」、及び、  
資料5「立川市立小・中学校における特別支援教育に関する実態調査」からデータを掲載します。



## 第4章

## 立川市第2次特別支援教育実施計画の基本理念

### 1. 基本理念

立川市第2次特別支援教育実施計画の基本理念を次のように定め、本市における特別支援教育を実施していきます。

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

### 2. 基本指針

立川市第2次特別支援教育実施計画の基本理念を基に、特別支援教育を実施していく上での指針を次の3つとします。

なお、全ての取組において合理的配慮に基づいた指導・支援を行うことを基本方針とします。

#### 基本指針1

乳幼児期からライフステージに応じた途切れのない発達支援の仕組みづくりを進め、幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの各機関が連携を図り、一人一人の成長を支えていきます。

一人一人への支援がライフステージによって途切れることがないように、学校や関係機関等と連携を図る体制を整え、成長を支えていきます。

#### 基本指針2

全ての学校において、支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を組織的に行います。

児童・生徒の実態を把握し、一人一人に応じた指導及び支援を、全ての学校で組織的に行います。

#### 基本指針3

障害に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に行い、共に生きる意識と態度を育てるとともに、保護者や市民等に対して、特別支援教育の理解啓発を図ります。

障害のある子どもが地域でよりよく生活していくことができるよう、交流及び共同学習の推進や、保護者や市民等への特別支援教育の理解啓発を図ります。

## 第5章

# 立川市第2次特別支援教育実施計画における施策と具体的な取組

### ◎全ての取組について合理的配慮に基づいた指導・支援を行います。

#### 1. 基本施策1 早期連携・早期支援の充実

##### (1) 取組項目1 早期連携・早期支援の充実

##### ア. 子ども家庭支援センターと教育支援課が連携して行う相談 [1]

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・立川市発達支援計画と立川市第2次特別支援教育実施計画を基に、途切れ・すき間のない相談・支援体制の構築及び連携を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達相談から、就学相談、教育相談につながります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業に、就学相談員が参加するなど、就学前の発達支援事業との連携の強化を図ります。

##### イ. 幼稚園教員・保育士の特別支援教育に対する理解啓発 [2]

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・小学校学区において、小学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした特別支援教育の研修の実施を推奨します。
- ・指導課及び教育支援課において実施する特別支援教育に関する研修等に、幼稚園教員・保育士の参加を呼びかけます。

##### ウ. 健診後の発達支援へのフォロー体制の構築 [3]

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター・保育課・子育て推進課・健康推進課〕

- ・健診会場において医師から発達の課題を指摘された保護者全員について、その場で発達相談を行い、発達支援へとつなぐフォロー体制の構築を図ります。そして、発達相談から就学相談へとつなぎます。また、保護者同士が、情報交換や交流のできる場の検討を図ります。

##### エ. 療育施策の充実に向けた検討 [4]

〔担当：子ども家庭支援センター・教育支援課〕

- ・幼児の療育の充実に向けて、検討を進めていきます。
- ・就学後の療育のニーズや利用実態等を把握し、課題について検討します。

##### オ. 就学支援シートの活用促進 [5]

〔担当：教育支援課・指導課・子ども家庭支援センター・保育課〕

- ・小学校における活用や個別指導計画への反映、また幼稚園及び保育園における早い時期からの支援の手だてを明確にするため、就学支援シートの普及に努めます。
- ・乳幼児期から就労まで活用できるサポートファイルの導入について検討を進めます。



カ. 幼稚園・保育園と小学校との連携 6

〔担当：指導課・教育支援課・保育課〕

- ・これまでの指導や支援が引き継がれるように、**幼稚園・保育園と共通理解を図りながら、幼保・小の連携のあり方を「(仮称)引継ぎガイド」としてまとめます。**
- ・小学校学区において、小学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした特別支援教育の研修の実施を推奨します。 ※再掲
- ・**幼稚園・保育園と小学校の交流及び研修等を通して就学前教育、幼保小連携教育の充実に図ります。**

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
1	子ども家庭支援センターと教育支援課が連携して行う相談	充実	→	→
2	幼稚園教員・保育士の特別支援教育に対する理解啓発	継続	→	→
3	健診後の発達支援へのフォロー体制の構築	継続	→	→
4	療育施策の充実に向けた検討	継続	→	→
5	就学支援シートの活用促進	充実	→	→
6	幼稚園・保育園と小学校との連携	継続	→	→

(2) 取組項目2 就学相談

ア. 就学相談の充実 7

〔担当：教育支援課〕

- ・就学相談の流れを分かりやすくします。**相談期間の長期化を見直し、保護者や児童・生徒の負担軽減を図ります。**
- ・東京都就学相談担当者研修会への参加及び課内においても研修を実施し、就学相談員の資質の向上を図ります。

イ 就学相談説明会の実施 8

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・保護者等を対象に、**就学相談の流れや就学に関わる手続き案内、学校紹介、先輩保護者からの体験談等を行う説明会を実施します。**

ウ 就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援 9

〔担当：教育支援課〕

- ・就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象に、資料の書き方等についての研修を実施します。

エ 就学後の継続相談 10

〔担当：教育支援課〕

- ・就学相談を経て就学した児童・生徒について、保護者や学校の希望を考慮し、**柔軟な転学も視野に入れながら、学校生活への適応に向けた相談を実施します。**

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
7	就学相談の充実	継続	→	→
8	就学相談説明会の実施	充実	→	→
9	就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援	継続	→	→
10	就学後の継続相談	実施	→	→

(3) 取組項目3 小・中学校の連携

ア. 中学校区における連携 11

〔担当：指導課〕

- ・各中学校区においてこれまで実施してきた連携を生かし、**通常の学級と特別支援学級**との実態に応じた連携を進めていきます。
- ・特別支援学級間の連携について、一層充実させていきます。

イ 小・中学校間の円滑な引継ぎ 12 〔担当：指導課〕

- ・幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校と、それぞれの引継ぎの指針を、「**(仮称)引継ぎガイド**」としてまとめます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
11	中学校区における連携	充実	→	→
12	小・中学校間の円滑な引継ぎ	継続	→	→

2. 基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

(1) 取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進

ア. 学校経営における特別支援教育の位置付け **13**

〔担当：指導課〕

- ・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するよう指導します。

イ. 特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨 **14**

〔担当：指導課〕

- ・特別支援教育コーディネーターの専門性の確保や、校内における円滑な引継ぎが必要なことから、学校の実態に応じて特別支援教育コーディネーターの複数指名を行うことを推奨していきます。

ウ. 特別支援教育コーディネーターの充実 **15** 〔担当：指導課〕

- ・特別支援教育コーディネーターの標準的な役割を示します。
- ・特別支援教育コーディネーターの養成に向けて、研修内容の充実に図ります。
- ・特別支援教室キラリの巡回指導教員は、巡回校の特別支援教育の副コーディネーターとして、巡回校の特別支援教育コーディネーターと連携を深めます。

エ. 校内委員会の充実 **16** 〔担当：指導課〕

- ・標準的な校内委員会の機能や構成員を示します。
- ・巡回指導教員は、巡回校の校内委員会に参加し情報共有を図ります。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を校内委員会に参加させ情報共有及び指導・助言を行います。

オ. 校内研修の支援 **17** 〔担当：教育支援課〕

- ・校内研修の内容の相談や講師派遣について、対応します。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
13	学校経営における特別支援教育の位置付け	継続	→	→
14	特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨	継続	→	→
15	特別支援教育コーディネーターの充実	継続	→	→
16	校内委員会の充実	継続	→	→
17	校内研修の支援	継続	→	→

(2) 取組項目5 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成

ア. 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の推進 18

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・市の共通書式を用いて個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、その活用を推進します。

イ 個別の教育支援計画、個別指導計画の理解啓発 19

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成への理解を深めるためのリーフレットを用いて、活用の推進を図ります。
- ・リーフレットを活用し、各学校における個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成及び活用について、理解啓発を図ります。

ウ 小・中学校間の円滑な引継ぎ 12 〔担当：指導課〕

- ・幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校と、それぞれの引継ぎの指針を、「(仮称)引継ぎガイド」としてまとめます。 ※再掲

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
18	個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の推進	継続	→	→
19	個別の教育支援計画、個別指導計画の理解啓発	継続	→	→
12	小・中学校間の円滑な引継ぎ	継続	→	→

(3) 取組項目6 交流及び共同学習の推進

ア. 交流及び共同学習の推進 20

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・各学校の実態に応じて**内容の充実を図り**実施していきます。
- ・取組みの中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的に情報発信を行っていきます。
- ・学校における様々な学習場面を通して、特別支援教育について児童・生徒の理解を深めていきます。
- ・**各学校の実態に応じて「交流及び共同学習」の年間指導計画の作成を行います。**

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
20	交流及び共同学習の推進	充実	→	

(4) 取組項目7 副籍制度の実施

ア. 副籍制度の実施 21

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・就学相談において副籍制度の周知を進め、特別支援学校入学後、より早期からの**交流が行えるように**します。
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて実施します。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的に情報発信を行い、**内容の充実を図ります。**

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
21	副籍制度の実施	充実	→	

### 3. 基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

#### (1) 取組項目8 特別支援学級等の整備及び充実

##### ア. 特別支援学級の整備 22 [担当：教育支援課]

- ・今後の児童・生徒数の推定を基に、知的障害特別支援学級の整備を行います。

##### イ. 発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備 23

[担当：教育支援課・指導課]

- ・小学校及び中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設準備に取り組みます。
- ・平成30年度の小学校の特別支援教室完全実施に向け、市として課題の把握、解決に向けて検討し、全校での円滑な運用を進めます。
- ・平成33年度の中学校特別支援教室の全校導入に向けた検討及びモデル校での試行を実施します。

##### ウ. 特別支援学級説明会の実施 24

[担当：教育支援課]

- ・小学校6年生の保護者を対象とする中学校の通級指導学級の説明会を、継続して実施します。
- ・就学相談説明会と合わせて、特別支援学級を説明する機会を充実していきます。

##### エ. 特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援 25

[担当：指導課・教育支援課]

- ・「(仮称)特別支援学級の教育課程編成に向けて」のリーフレットを作成します。

##### オ. 校舎のバリアフリー化の対応 26

[担当：教育総務課・教育支援課]

- ・校舎のバリアフリー化に向けて、学校の改修等と合わせて実施していきます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度	
22	特別支援学級の整備	準備	実施	→	
23	発達障害のある児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備	自閉症・情緒障害特別支援学級	検討	準備	→
		特別支援教室(小学校)	実施(16校)	全校実施	→
		特別支援教室(中学校)	検討	→	モデル校で試行
24	特別支援学級説明会の実施	試行	実施	→	
25	特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援	検討	実施	→	
26	校舎のバリアフリー化の対応	継続	→	→	

(2) 取組項目9 教員の専門性向上

ア. 特別支援教育に関する研修の体系化 27

〔担当：指導課〕

- ・市で実施する特別支援教育に関わる研修を体系化し、実施していきます。
- ・特別支援教室導入に伴う、通常の学級の教員を対象とする研修を実施します。

イ. 研修内容の充実 28

〔担当：指導課〕

- ・発達障害の理解や特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級における授業の在り方などの内容を設定します。
- ・事例検討や授業研究などの研修形態を積極的に取り入れていきます。
- ・小・中学校の特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象の研修を実施します。
- ・教員の経験や職層及びニーズに応じて、研修内容等を工夫し、充実を図ります。
- ・研修講師に、外部の専門家などを活用していきます。
- ・特別支援教室導入に伴う、通常の学級教員対象の研修を実施します。

ウ. 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 29

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。
- ・専門性向上プラン(都立特別支援学校の教員の助言による授業改善)に基づく研修体制の充実を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
27	特別支援教育に関する研修の体系化	継続	→	→
28	研修内容の充実	継続	→	→
29	特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携	継続	→	→



(3) 取組項目10 巡回相談の充実

ア. 巡回相談員の派遣 30

〔担当：教育支援課〕

- ・巡回相談員の派遣回数や時間、対応の範囲等を見直し、支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握の支援や、教員の指導に対する助言等が、**より効果的・効率的**に行えるようにします。
- ・就学相談を経て就学した児童・生徒について、保護者や学校の希望を考慮し、**柔軟な転学も視野に入れながら**、学校生活への適応に向けた相談を実施します。※再掲

イ. 専門家の派遣 31

〔担当：教育支援課〕

- ・医師や言語聴覚士等を学校に派遣し、児童・生徒のニーズに応じた支援を実施していきます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
30	巡回相談員の派遣	継続	→	
31	専門家の派遣	充実	→	

(4) 取組項目11 特別支援学級指導員等の専門性の向上

ア. 特別支援学級指導員、介助員等の専門性の向上 32

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級指導員、通常の学級の介助員の専門性の向上を図るため、研修を実施します。
- ・知的障害特別支援学級の介助員・指導員の連絡会を開催し、研修や情報交換等を行います。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
32	特別支援学級指導員、介助員等の専門性の向上	継続	→	

4. 基本施策4 関係機関との連携

(1) 取組項目12 適応指導教室との連携

ア. 適応指導教室と連携した指導 33

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・適応指導教室の利用を検討している児童・生徒や保護者の教育相談を実施し、適切な指導・支援につなげます。
- ・適応指導教室における学校復帰プログラムを活用し、特別な支援が必要な不登校児童・生徒の在籍校への復帰を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
33	適応指導教室と連携した指導	実施	—————→	

(2) 取組項目13 特別支援学校との連携

ア. 特別支援学校のセンター的機能の活用 34 〔担当：教育支援課〕

- ・特別支援学校の教員を研修講師として招聘するなど、特別支援学校のセンター的機能を活用していきます。
- ・就学相談において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性を活用していきます。

イ. 副籍制度の実施 21 〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・就学相談において副籍制度の周知を進め、特別支援学校入学後、より早期からの交流が行えるようにします。 ※再掲
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて実施します。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極

ウ. 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 29

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。 ※再掲
- ・専門性向上プラン(都立特別支援学校の教員の助言による授業改善)に基づく研修体制の充実を図ります。 ※再掲

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
34	特別支援学校のセンター的機能の活用	継続	—————→	
21	副籍制度の実施	充実	—————→	
29	特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携	継続	—————→	

(3) 取組項目14 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

ア. 進路先・関係機関との連携 **35**

〔担当：教育支援課・指導課・子ども育成課〕

- ・中学校を卒業した後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先や関係機関との連携を行います。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
35	進路先・関係機関との連携	継続	→	

(4) 取組項目15 特別支援教育に関わる関係機関との連携

ア. 特別支援教育連絡会の開催 **36** 〔担当：教育支援課〕

- ・教育委員会だけでなく市内の障害者福祉や健康担当課、また、**幼稚園・保育園**、医療機関、福祉事業者等とネットワークを構築します。
- ・定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる協議を行います。

イ. 子ども家庭支援センターとの連携 **37**

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・子ども家庭支援センターとの定期的な打合せ、ケース会議を実施するなど、教育相談と家庭支援の連携の**強化**を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業に、就学相談員が参加するなど、就学前の発達支援事業との連携の**強化**を図ります。 ※再掲

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
36	特別支援教育連絡会の開催	充実	→	
37	子ども家庭支援センターとの連携	継続	→	

5. 基本施策5 特別支援教育の理解啓発

(1) 取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

ア 特別支援教育講演会の開催 38

〔担当：教育支援課〕

- ・発達障害教育を含む特別支援教育の推進、理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に講演会を開催します。

イ 特別支援教育の理解啓発の充実 39

〔担当：教育支援課〕

- ・特別支援教育の推進、理解啓発に向けたリーフレットを作成し、活用していきます。
- ・市報やホームページ、立川市教育だより「たっち」において、特別支援教育の理解啓発を図ります。
- ・校長会・副校長会等において特別支援教育の定期的な理解啓発を進めます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
38	特別支援教育講演会の開催	継続	→	→
39	特別支援教育の理解啓発の充実	継続	→	→



## 資料

1. 用語解説
2. 立川市立小学校・中学校 配置図
3. 立川市特別支援学級設置状況等一覧
4. 児童・生徒及び学校を支援する支援員等一覧(平成28年度版)
5. 平成28年度 特別支援教育に関わる研修一覧
6. 特別支援教育に関する保護者や障害者団体等からの意見
7. 立川市立小学校・中学校における教員からの意見聴取の内容
8. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱
9. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿
10. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会検討経過

\* 上記の資料を掲載します。

用語解説の部分は、発達支援計画など他の計画と整合を取ります。

## 立川市第2次特別支援教育実施計画

平成29年3月

作成 立川市教育委員会教育部教育支援課  
〒190-0022 東京都立川市錦町三丁目2番26号  
子ども未来センター1階  
電話 042-527-6171  
FAX 042-528-6875